

全通研 2024 年度代議員会特別決議 「優生思想のない社会と優生保護法訴訟の原告の勝訴を求める」

旧優生保護法のもとで不妊手術を強制された障害者等が、国に賠償を求めているいわゆる優生保護法訴訟について、最高裁判所大法廷は、当事者の主張を聞く弁論を 2024 年 5 月 29 日に開くことを決めました。今後、夏にも統一判断が示されることが予想されています。

同訴訟の原告にはろうあ者が含まれ、手話通訳をはじめとする支援活動に取り組んでいる支部・仲間がいます。同訴訟に関わる方々の取り組みに対して、心からの敬意を表します。

2024 年に創立 50 周年を迎える全通研は、当初から「聴覚障害者の生活と権利を守る」立場をとり、全日本ろうあ連盟と協調してろうあ運動に連帯してきました。全通研の基本的立場は、ろうあ者の暮らしからの手話の学習、ろうあ者の権利保障の観点からの手話通訳の実践にあります。

私たちが手話を学ぶとき、ろうあ者との交流を深める中で、ろうあ者の暮らしの困難を知ると共にその原因が本人にあるのではなく社会の法制度の不足や理解の不十分さにあることもまた学びます。そのときに抱く疑問、不信、怒りなどが全通研の活動の根本になっているといえます。

優生保護法訴訟の原告の要求とこれまでの国の対応は同様の感情を私たちにもたらしめました。本人の意思によらず生殖能力を失ったこと、その根拠である法制度が長期間継続していたことに強い疑問、深い悲しみと怒りを感じざるを得ません。

国は、2019 年に一時金支給法を制定しましたが、全国での訴訟の提起が示すとおり、原告の受けた苦しみや辛さを補償するものではありません。

見落としてはならないのは、優生保護法の成立を支持し、同法及び関連する制度の継続を認めた(否定しなかった)考え方、言い換えれば、障害者を劣った存在として出産(あるいは存在)を抑止・否定する、または社会から排除することを是とする考え方(=障害者への優生思想)が社会にある、ということです。近年各地の障害者施設で発生している事件・事案は、障害者への優生思想が今もなお社会に存在していることを示しています。また、優生思想の定義「遺伝的に優良な形質を保存しようとする事」(大辞林)は、障害分野だけではなく人種、民族など幅広い分野に適用されることがあり、世界の紛争の一因となっています。

言うまでもなく、これらの考え方は、権利保障の観点から手話通訳をとらえる全通研の理念とは相容れないものです。

ここに、全通研は、すべての人々の基本的人権が保障される必要があることを確信する立場から、優生思想のない社会を求めると共に、優生保護法訴訟の原告の勝訴を強く求めます。

2024 年 5 月 26 日

一般社団法人全国手話通訳問題研究会 2024 年度代議員会出席者一同